

地域がん診療病院の新規指定推薦に伴うグループ指定の 組み合わせについて

地域がん診療病院については、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成 26 年 1 月 10 日付健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「指針」という。）のⅠの 2 において、基本的に隣接する 2 次医療圏のがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）との連携を前提にグループとして指定（以下「グループ指定」という。）することにより、拠点病院の無い 2 次医療圏（区東北部保健医療圏、島しょ保健医療圏）に 1 か所整備すると規定されています。

また、地域がん診療病院と拠点病院のグループ指定については、都道府県又は都道府県がん診療連携協議会がその地域性に応じて検討を行い、連携する拠点病院とグループ内での役割分担を明確にした上で、拠点病院と地域がん診療病院のグループ指定の組合せを決定することとしています。

そのため、都では、がん対策推進協議会において、拠点病院と地域がん診療病院のグループ指定の組合せを下記により検討し、決定します。

記

1 新規指定推薦施設

東京女子医科大学東医療センター（区東北部保健医療圏）

※新規指定推薦については、「がん診療連携拠点病院等選考委員会」で付議し、選考されました。

2 グループ指定を受ける拠点病院

東京女子医科大学病院（区西部保健医療圏）

3 連携内容

大腸がん、乳がん、その他のがんに対して、東京女子医科大学東医療センターで対応できない放射線治療、それに関連したフォローなどを連携、分担し対応している。

連携に関して、合同カンファレンスは東京女子医科大学病院で開催し、化学療法のレジメンの審査で判断が困難な時には情報連絡体制がある。今後は、横断的ながんボードも設置する予定である。

人事交流については、人事交流計画に基づき受入・派遣を行っている。

4 指針に定められた必須要件の整備

上記 1 及び 2 の両施設ともに、平成 26 年 9 月 1 日現在すべての要件を満たしている。

5 その他

グループ指定が決定された後は、都が国に推薦書を提出し、国において「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」が開催（日時未定）されて指定となった際は、平成 27 年 4 月 1 日より 4 年間指定される。